附則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

銀 行 法 施 行 規 則 第 + 九 条 *の* ニ 第 項 第 五. 号ニ 等 \mathcal{O} 規 定に基づき、 自己資 本 . О 充実 0 状 い況等に つ 1 て 金

融

庁長 官 が 別 に定 8 る事 項 の 一 部 改正 に 伴う経り 過 措 置

第 条 0 規定による改 正 一後の 銀 行法 施 行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づ 自己

資 本 \mathcal{O} 充実 \mathcal{O} 状 沢沢等に つい 7 金 融庁 長 官が 別に定め る事 項 (以下この 条におい て 「新 銀 行 告示」 とい う。

第二条第 三項 第 八 号 (新銀 行 告 示 第 匹 [条第] 三項 第 二号及 び第七条第三 項 第二号 に お 7 て 読 み 替 え て 準 用

する場合を除く。 \mathcal{O} 規 定、 新銀行 告 1示第二 条第 五. 項 (新 銀行告 示 第四 条第四 項 第二 号 及 び 第 七 条 第 兀 項

第二号に お いて読み替えて準 用する場合を除く。) に 規定する別紙 様式第二号 (第 面 及び第三十三面 カ

ら第三十 五 面 までに係 る部分に限る。 新 銀行告示第十 -条第二 項 (新銀 行告 示 第十 条 に お 1 7 読 み替

えて準 用 す る場合を除く。 に 規 定 す る別 紙 様 式 第 + 号 並 び 12 新 銀 行 告示 第 + 条 第 三項 第 八 号 及 び 第 加

項第 号 ホ (新 銀行告示第十一 条に お 1 · て 読 み替えて準 用する場合を除く。 \mathcal{O} 規定 は、 この 告 示 \mathcal{O} 適 用

前 \mathcal{O} に 日 終了 (以 下 した事 適 業年度に係る説 用 目」という。 明 以後 書 類 に終了する事 \mathcal{O} 作 成につい 業年 ては、 一度に なお . 係る? 従 説 前 明 \mathcal{O} 書 例 に 類 の作成に ょ に つ **,** \ て 適 用 適用 日

2 新 銀 行 告示第三条第 兀 頃に お 1 7 読 み替えて準 甪 す る 新 銀 行 告 示 第二条 第 五. 項 E 規定す る 別 紙 様 式 第 几

号 第 面 及び 第二十 六 面 か 5 第二十 八 面 ま で に 係 る 部 分 に 限 る。 及 び 新 銀 行 告 示 第 + 条 に お 1 7 読

み

替

えて

準

用す

る新り

銀

行

告示第十条第二項

E

規定す

る別

紙

様

式

第十

号

並

び

に

新

銀

行

告示:

第十

__

条

に

お

1

て読 み替え て準 用 する 新 銀行: 告示第十条第四 項 第 号 ホ 0) 規 定は、 適 用 日 以 後に終了す る中 間 事 業 年 度

当 該 事 業 年 度 \mathcal{O} 兀 月 __ 日 か 5 九 月三十 . 日 ま で \mathcal{O} 期 間 をい . う。 以下この 項 及 び 第 五. 条 に お 1 7 同 r. に係

る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 1 て適 用 適 用 日 前 に 終 Ţ L た中 間 事 業 年 度 に 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 7 7 は、

なお従前の例による。

3 新 銀 行 告 示第 匹 条第三 項 第二号及び第七条第三項第二号に お いて読み替えて準 用 する新 銀 行告 示 第二条

第三 項 第 八 号 \mathcal{O} 規定、 新 銀 行 告示 第 兀 条第 兀 項 第二号及び 第七 条第 匹 項 第 二号に お V) 7 読 4 替 え 7 準 用 す

る新

銀

行

告

示

第

条

第

五.

項

12

規

定す

る

別

紙

様

式

第二号

(第

面

及

び

第三十三

面

か

5

第三十

五.

面

ま

で

に

係

る

部 分 に 限 る。 新銀 行告示第十二条第二 項 E 規定す る別 紙 様式第十二号、 同 条第三 一項第 九 号 及 び 第 兀 項

- 2 -

第二 第二 \mathcal{O} お 作 1 号 項 7 成 読 に に ホ 規 係 4 (新 替 定す る 期 え 銀 7 る別 間 行 準 告示第十三条に を 用 紙 1 う。 す 様式第十二号並 る場 以 の合を除っ 下 同 お r. **** 1 び て読み替えて準 に に 同 係 0) 規定 条第三項 る 説 明 は 書 一用する 第九 類 適 用 \mathcal{O} 号及び る場合を除く。 作 日 以 成 に 後 第四 に 0 終 1 了 て 項第二号ホ 適 す る 用 連 \mathcal{O} L 結 規 会 定、 適 (新 計 用 新 年 銀 日 度 銀 前 行 行告示 告示 に 連 終 結 第 了 第十 財 + L 六 た 務 五. 諸 条 連 条 結 表 12

三条 十三 す 条 連 1 Ź 結 に 7 新 読 会 お 別 銀 に 計 に 紙 4 行 1 お 替 告 様 7 年 お 1 えて 示第 読 度 1 7 式 第 4 7 読 中 替 準 匹 読 4 五. 条第 間 替 号 えて 用 み替 す え 連 (第 準 兀 結 る新銀 え て て準 潍 用す 項 財 及 務 用 面 行告示 諸 る 用 す 及び び 新 第八 す る 表 る 銀 新 第二十六 \mathcal{O} 条 作 行 第 新 銀 第四 告 成 十五. 銀行 行 告 示 12 条 告 係 第 示 面 項 第二 に + 第 か 示第十二条第 る 期 十二条 5 お 五. 一項に 第 間 条 7 て読 第 二十八 を . 規定、 第二 匹 1 う。 項 み する別 第 兀 項 面 替えて準 までに に 以下 項 号 第 規 この ホ 紙 二号 定 係 様 す 用する新 \mathcal{O} 項 式 規 ホ る る 第 部 定 に \mathcal{O} 别 は、 分に お 十二号 規 紙 銀 定、 様 1 行告示第二条第五 適 限 7 式 並 る。 同 新 第 用 ľ. び 十二号、 日 銀 以 に 行 後 新 告 12 に 銀 新 示 第 新 銀 終 行 係 告 + る 了 行 銀 項 す 告 説 六 行 示 告 E Ź 第 条 明 示 中 規 に 第 書 + 示 間 類 六 な 第 + 定

 \mathcal{O}

作

成

に

0

1

7

適

用

適

用

日

前

に

終

了

L

た 中

間

連

結会計

年

一度に

係

る

説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成に

7

1

7

は、

な

お

従

4

会計

年

度に

係

る

説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成

に

0

1

7

は

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

ょ

る。

前 \mathcal{O} 例 に による。

5 新 銀 行 告示第六条第三項及び第九条第二項に規定する別紙 様式第八号 (第 一 面に係る部分に限

新 銀 行 告 示 第十 四 [条第三] 一項に 規定す Ź 別紙 様 式第十 一号及び 別 紙 様 式 第 十二号 並 び に 新 銀 行告示第十七条

第二 項 に 規 定す る 別 紙 様 式第 十二号 は 適 用 以 後 に 終了 す る 兀 半 期 12 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 1 7 適

日

用

Ļ 適 用 日 前 に 終了 L た四 半 期 に係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成に 0 *(* \ て は、 な おお 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

信信 用 金 庫 法 施 行 規則第百三十二条第 項第五号ニ 等 \mathcal{O} 規定に基づき、 自己資本の 充実の状 い況等に つい · て金

融 庁 長 官 が 別 に 定 め る事 項 \bigcirc 部改 正 に伴う経過 措 置

第三条 第 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 信 用 金 庫 法 施 行 規則 第 百三十二条第 項 第 五. 号 =等 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、

自 $\dot{\mathbb{Z}}$ 資 本 \mathcal{O} 充 実 \mathcal{O} 状 況 等 に 0 1 て 金 融 庁長 官 が 別 に定 8 る 事 項 (以下この 条に お 1 て 新 信 金告: 示 とい

う。 第二 一条第 項 (新信金告示第四 条第 項 E お 7 7 読 み替えて準用する場合を除く。) に 規 定す る 别

紙 様 式 第 号、 新信 金 告示第二条第三 一項第七1 号及び 第四 項 第一 号二 (新 信 金告 示 第 匹 条第 項 に お 1 7 読

4 替 え 7 潍 用 す る 場 合 を除く。 \mathcal{O} 規 定、 新 銀 行 告 示 第六 条 第三 項 第 八 号 新 銀 行 告 示 第 七 条 第 項 第二

号に お ** \ て 読み替えて準 用する場合を除く。 \mathcal{O} 規定並び に 新銀河 行 告示第六条第五 項 (新 信 金告示 第七条

三 に 第 辺 0 面 項第二 7 カン て ら第三十五 適 一号に 用 し、 お 適 いて読 面 用 ま でに係る部分 日 み替えて準 前 に 終 了 L に た 用 事 限 する場合を除く。) 業 る。 年 度に は、 係 る 適 説 用 明 日 書 以 に 類 規定す 後に終 \mathcal{O} 作 え別 了す 成 に 紙 0 る 7) 事 様 業 式 7 第四 年 は 度に 号 な 係 お) 第 る 従 説 前 面 明 \mathcal{O} 例 書 及 び に 類 第三十 ょ \mathcal{O} る。 作 成

2 する る す す 前 1 Ź Ź に 部 7 新 終 分に 新 新 読 信 别 み替 了 信 信 紙 金 告示 限 金 様 L 金 た連 告 えて準 式第二 告 る。 第三 示 示 第六条 結会計 第 号、 条 は、 用 六 条 第 する場合を除く。 第 年 適 第 新 一度に 三項 信 項 用 五. 項 金告示第三条第三 日 (新 係 以 に 第 後に る説 規 八号 信 定 金 明 終 す 告 \mathcal{O} 規定 書 る 了す 示 0) 第 類 別 規 \mathcal{O} る 紙 並 兀 一項第: 定、 作 連 様 び 条 第 成 結 12 式 新 に 八 会 第 新 号 計 銀 0 兀 信 項 及び 金告 7) 年 号 行 に 告 て 度 お (第 第四 示 は に 示 1 第七 第七 係 7 読 な る 面 項第二号ニ 説 条 条第三項 お 及 4 第四 替 び 従 明 第 え 前 書 三十三 項 \mathcal{O} 類 7 第二 潍 例 第二号 \mathcal{O} (新 作 用 に 号 信 ょ 成 面 す る。 に に る に 金 か 告 お 場 5 お つ 第 合 1 1 示 1 て \equiv 7 7 第 を + 匹 読 読 除 適 用 み替 条 4 五. 替 第 面 ま え え 7 適 で 7 項 12 準 準 用 に 規 12 係 用 H 用 お 定

号、 信 金 新 新 告 信 示 信 金 告 第 金 八 告 示 条 第 示 第 第 兀 匝 条 兀 項 条 第 に 第 項 お 項 に 1 て 12 お 読 お 1 み替 7 1 7 読 えて準 読 み替 4 替 え て準 用す え 7 Ś 潍 用 新 用 す Ź 信 す 新 金告示第六条第 る 新 信 信 金 告 金 告 示 第二 示 第 条 二条 五 一項に 第二 第 項 規 兀 項 に 定する 第 規 定 号 別 す = る 紙 様 別 \mathcal{O} 式 規 紙 第七 定 様 及 式 号 第 び 新

3

第 5 九 面 月 及び ま で \mathcal{O} 第二十六面 半 期 をい う。 から第二十八 以 下 同 $\overset{\text{\tiny Γ}}{\circ}$ 面 までに係る部分に限る。 に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 . 成 に つ は *(*) て適 適 用 用 日 以後に終了す 適 用日前 る半 に終了 期 L 回 た 半 月 期 か

4 新 信 金 告 示 第 兀 条第 項 12 お 11 7 読 4 替 え て 潍 用 す る 新 信 金告 示 第三条 第二 項 に · 規定、 す る 別 紙 様 式 第二

に

係

る

説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成

に

つい

7

は、

な

お

従

前

 \mathcal{O}

例

に

よる。

号、 信 金 告 新 示 信 第 金 告 九 条第四項 示 第四条 に 第二 お 項 7 に て読み替えて準 お 7 て 読み替 用す えて ^る新信^ 準 用す Ź 金告示第六条第 新 信 金告 示第 三条 五. 一項に規力 第 兀 項 定する別 第 二号 紙 = 様 \mathcal{O} 式 規 第七 定 及 号 び 新

第 面 及 び 第二十六 面 か 5 第二十八 面 「まで 12 保る部は 分に 限 る。) は、 適 用 日 以 後 に 終了す る半 期 12 係 る説

明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 1 て 適 用 適 用 日 前 12 終 了 L た 半 期 に 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に つ 7 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例

による。

5 新 信 金告示第五条第三 項に規定する別紙 様式第一 号及び別 紙 様式 第二号並 立びに新り 信金告示第十 条第三 項

に 規 定 す Ź 别 紙 様 式 第 九号 (第 面 に 係 る 部 分に 限 る。 は、 適 用 日 以 後 に 終 了 す る四 半 期 E 係 る 説 明 書

類 \mathcal{O} 作 成 に つい て 適 用 Ļ 適 用 日 前 に 終 了 L た 兀 『半期に 係 る説 明書 類 $\widehat{\mathcal{O}}$ 作 成 12 つい ては、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に

よる。

協 同 組 合に よる 金 融事 業に関 する法 律 施行 規則第六十 九 条 第一 項第五1 号ニ等 \mathcal{O} 規定 に基づ き、 自 己 資本 \mathcal{O}

充 実 \mathcal{O} 状 況 等に 0 1 て 金融庁1 長官が 別 に定り め る事 項 \mathcal{O} 部 改 Ē に 伴う経過 措 置

第 匹 条 第 条 0 規定に、 ょ る改 正 後 \mathcal{O} 協 同 組 合 に ょ る 金 融 事 業に 関 す Ź 法 律 施 行 規 則 第六十. 九 条第 項 第 五.

号二 等 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 自 己 資 本 \mathcal{O} 充 実 \mathcal{O} 状 況等 に 0 1 7 金 融 庁 長 官 が 別 に 定 8 る 事 項 **(以** 下 \mathcal{O} 条 に な

1 7 新 信 組告 示 という。 第二 条 第二 項 (新 信 組 告 示 第四 条 第 項に お 1 7 読 4 替 えて 準 用 す んる場 合

を除 に 規 定する別 紙 様 式 第一 号並び に 新 信 組 告示第二条第三項第七号及び第 匹 項 第 号 = (新 信 組

告示 第 匹 条 第一 項に お ** \ て読 4 替え 7 準 甪 す る場合を除く。 \mathcal{O} 規 定 は、 適 用 日 以 後 区に終 了 す る 事 · 業 年 度

に 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 7 て 適 用 Ļ 適 用 日 前 に 終 了 L た 事 業 年 度 に 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に <u>つ</u> 1 7 は

なお従前の例による。

2 新 信 組 告示第三条第 項 (新 信組告示第四条第二 項 12 お **\ て読 み替えて準 甪 する場合を除く。 に 規 定

す á 别 紙 様 式 第二号並 び に 新 信 組告 示 第三条 第三 項 第八 号 及 び 第 兀 項 第二号ニ (新 信 組 告 示 第 兀 条 第 項

12 お 1 7 読 4 替 え て 準 用 す Ź 場 合を除っ \mathcal{O} 規 定 は 適 用 日 以 後 12 終 了 す る 連 結 会 計 年 度 12 係 る 説 明 書

類 \mathcal{O} 作 成 に 0 7 7 適 用 Ļ 適 用 日 前 に 終了 L た連 結 会計年 度に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 K 0 1 7 は な お 従 前

の例による。

3 新 信 組 告示第四条第 項にお いて読み替えて準用する新信組告示第二条第二項に規定する別紙 様 式 第

号及 び 新 信 組告 示 第四 条第 項 E お 1 て 読 み替えて 準 用す 、る新信息 組 告 示 第 匹 項 第 号ニの 規 定 は、 適 用 H

以 後 12 終 了 す る半 期 に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に 0 7 て 適 用 Ļ 適 用 日 前 に 終 了 L た 半 期 E 係 る 説 明 書 類 \mathcal{O} 作

成については、なお従前の例による。

4 新 信 組 告示第四 条第二 一項に お 1 て 読 み替えて準用する新信組告示第三条第二項に規定する別紙 様 式 第二

号及 び 新 信 組 告 示 第四 条第二項に お **(**) て 読 み替えて 準 用す る新 信 組 告示 第四 条第 匹 項第二号ニ 0) 規 定 は、

適 用 日 以 後 に 終 了 す る 半 期 に 係 る説 明 書 類 \mathcal{O} 作 成 に つ 1 · て 適 用 Ļ 適 用 日 前 に 終 了 L た 半 期 E 係 る 説 明 書

類 \mathcal{O} 作 成 に つい 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

金 融 庁 長官が定 める場 合に お *(*) て、 最 終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書 面に記 載 子すべ き

事項の一部改正に伴う経過措置)

第 五 条 第 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 金 融 庁 長 官が 定 \Diamond る場合 に お **(**) て、 最 終指定親 会社 が 自 己 資 本 \mathcal{O} 充 実

 \mathcal{O} 状 況 を記 載 L た 書 面 に記 載すべ き事 項 (以下この 条にお ****\ 7 新 最終指定親会社告示」という。) 第三

まで 条第三項第九号 に保 る部 分に限る。 \mathcal{O} 規定及び 同 は 条第五項に規定する別紙様式第二号 適用 日 以 後に 終了す る事 業年 - 度に係 (第 一 る説 面及び第三十三面 明 書 類 \mathcal{O} 作 .成に つ () カン て適用 ら第三十五 適 面

用

日

前

に

終

了

L

た事業

年

- 度に係

る説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成に

つい

て

は、

な

お

従前

 \mathcal{O}

例

に

よる。

2 後に 規定す 新 終了 最 る 終 す 指 別 る中 紙 定 親 様 会社 式 間 7第四1 事業. 告 年 号 示 -度に係る 第四 (第 条 ぶる説明 面及 第四 び 項 第二十 書類 12 お \mathcal{O} 1 六面 作 て . 成 に 読 か 4 が替えて変 つい 5 第二十 · て 適 準 用し、 八 用 す 面 る ま 適用 新 でに係る部分に限る。 最 日 終 前に終了し 指 定親 会社告示 た中間 第三条 『事業. は 年 第 適 度に係 用 五. 項 日 以 に

3 日 以 新 後 最 に 終 終 指 了 定 す 親 会 る 社 四半 告 期 示 に係 第 五. る 条 第二 説 明 書 項 に 類 規 \mathcal{O} 作 定 成に する 0 別 紙 **,** \ て適用 様 式 第六号 Ĺ 適 (第 用 日 前 面 に に 終了 係 る 部 L た四半 分に限 -期に係る る。 る説 は、 明 適 書 用

る

説

明

書

類

 \mathcal{O}

作

成

に

つ

()

て

は、

なお

従

前

 \mathcal{O}

例

による。

類の作成については、なお従前の例による。